

不燃・粗大ごみ等処理施設及び
最終処分場整備に係る候補地評価基準

令和 7 年 8 月

萩・長門清掃一部事務組合

－ 目 次 －

1	候補地検討方法（不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場整備に係る候補地検討方針より）	1
2	候補地の評価区分	1
3	候補地の調査・評価方法	1
3-1	一次調査	1
(1)	調査方法	1
(2)	調査結果の評価	1
(3)	二次調査候補地（除外候補地）の決定	1
3-2	二次調査	5
(1)	調査方法	5
①	経済性	5
ア)	不燃・粗大ごみ等処理施設整備費	5
イ)	最終処分場整備費	5
ウ)	インフラ等整備費	5
エ)	収集運搬費	5
オ)	共通事項	5
②	事業実行性	6
(2)	調査結果の評価	6
3-3	有効な候補地の選定	6

1 候補地検討方法

(不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場整備に係る候補地検討方針より)

候補地の検討は、一次調査（個別調査）と二次調査（詳細調査）を実施して行う。なお、詳細調査は、個別調査結果により適性が低い候補地を除外した候補地について実施する。

具体的な調査内容等は、以下のとおりである。

2 候補地の評価区分

不燃・粗大ごみ等処理施設と最終処分場は、効率的処理の観点から同一敷地内または周辺での整備を検討する。

なお、候補地の評価にあたっては、同一敷地内での整備が困難な場合は、不燃・粗大ごみ等処理施設と最終処分場を、それぞれの評価区分に分けて調査を実施できるものとする。

◆候補地の評価区分

候補地の調査区分		内 容
1	不燃・粗大ごみ等処理施設の候補地	不燃・粗大ごみ等処理施設が整備可能な候補地
2	最終処分場の候補地	最終処分場が整備可能な候補地

3 候補地の調査・評価方法

3-1 一次調査

(1) 調査方法

一次調査は、図表 2-1-1 に示す②環境保全性（社会的条件）、③環境保全性（自然的条件）④防災性、⑤事業実行性、⑥経済性について調査するものとする。

調査結果は、できるだけ定量化するものとし、その他は有無等で示すものとする。

(2) 調査結果の評価

調査項目ごとの調査結果について、定量化したものはその範囲において有効なものから「○」、「△」として評価する。また、調査結果が有無となるもの等は、有効なものを「○」、劣るものを「△」として評価する。

(3) 二次調査候補地（除外候補地）の決定

評価結果において劣る項目「△」となった内容について、他の候補地との比較において評価が著しく低い候補地を除外し、残った候補地を二次調査候補地とする。

◆図表 2-1-1 候補地の個別調査内容（案）

要因等	区分	調査項目等	調査方法	調査結果
① 候補地概要	地区名	該当地区	300m範囲内の該当（単独あるいは複数地区）	—
	対象施設	敷地の確保	整備できる施設区分	—
	地形条件	標高差	候補地の最高標高と最低標高（差）	—
		谷勾配	候補地内の法面等の勾配	—
② 環境保全性 (社会的条件)	幹線道路	地盤性状	堅牢あるいは軟弱地盤	—
		系統数	候補地に至る道路の系統数（道路名）	定量化
		車線数	（候補地抽出条件として2車線以上とした）	該当なし
		交通量	幹線道路の交通量（既往調査結果）	定量化
			幹線道路の混雑度	定量化
	歩道	歩道	歩道	有無
		通学等	通学路	有無
	周辺土地利用	住宅（建物）	300m以内の住宅（建物）までの距離	定量化
		公共施設（学校・病院）	1kmまでの範囲内の公共施設設置までの距離	定量化
		耕作地	1kmまでの範囲内の耕作地（果樹園、水稻等）面積	定量化
③ 環境保全性 (自然的条件)	下流側河川	河川水量	流域面積×比流量（既往調査）	定量化
		農業用利水	下流側（1km以内）の灌漑面積	定量化
		内水面共同漁業権	下流河川の漁業権	有無
	海域	共同漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無
		区画漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無
		定置漁業権	下流河川の流入海域の漁業権	有無
	水利用（飲料水）	井戸水利用	飲料水としての井戸の利用有無	有無
	文化財	既知の指定文化財	500m以内の所在	有無
		世界遺産 (コアゾーン・バッファゾーン)	世界遺産からの景観（可視）	有無
	景観	日常的な景観	日常景観の変化	有無
④ 防災性	法規制等	鳥獣保護区（周辺の指定）	指定区域の近傍	有無
		希少種	規制区域	有無
		生息環境有無（ため池など）	下流側ため池	有無
		土砂災害防止法	警戒区域・特別警戒区域の指定	有無
		砂防法	砂防指定地	有無
		地すべり等防止法	地すべり防止区域	有無
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	有無
	地盤状況	－	山地災害危険地区（森林）	該当なし
		水防法	浸水想定区域（浸水深度）	定量化
		津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域や特別警戒区域の指定	有無
⑤ 事業実行性	土地利用規制	地すべり地形	過去の地すべり	有無
		地盤増幅率	地盤硬軟による地震の增幅率	定量化
		既知の断層からの距離	直線距離	定量化
	自然環境規制	背後地盤積（直接流域含む）	候補地の背後地盤積（分水嶺内）	定量化
		都市計画法	工業系用地の指定	有無
⑥ 経済性	森林法	森林地域（地域森林計画対象民有林等）の指定	有無	
		農業振興地域の整備に関する法律	農業地域（農用地区域等）の指定	有無
	自然公園法	（候補地抽出条件として自然公園地域以外とした）	該当なし	
		自然環境保全法	自然環境保全地域の指定	該当なし
	運搬効率	収集運搬費	現状費用からの増減	定量化
	施設整備費	インフラ整備費	搬入道路改良・新設距離	定量化
			水道敷設（給水エリア内・外）	有無
			電気敷設	有無
			公共下水道（処理区域エリア内・外）	有無

◆図表 2-1-2(1) 候補地の個別評価方法（案）

基本評価項目	評価区分	評価項目 (調査項目)	設定理由	評価基準	評価基準の考え方	調査方法
① 候補地概要	④ 地区名	⑦ 候補地が該当する地区	・候補地の概要を把握 (評価対象としない) ・地形条件は施設建設費（敷地造成費）、地質条件は防災性（地盤状況）にて評価	-	-	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用し、該当する地区名について、行政担当者に聞き取りして調査
	⑥ 対象施設	⑦ 配置できる施設区分		-	-	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用し、設置する施設の敷地面積の確保可否を判断
	③ 地形条件	⑦ 標高（m） ※代表標高と最高標高・最低標高		-	-	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用し、高低差、形状の確認、勾配を計測
	④ 谷（斜面）の勾配					
	⑤ 地質条件	⑦ 地盤性状				1 土地分類基本調査表層地質図等を活用し、地盤状況を確認
② 環境保全性 (社会的条件)	⑧ 幹線道路	⑦ 系統数	・候補地への進入ルート数が多い場合、搬入車両の分割等により安全性、環境保全性確保に有効であるため設定	◎：3系統以上 ○：2系統 △：1系統	・候補地への進入ルートは1系統の場合、搬入車両の集中等があり、安全性、環境保全性に留意することが必要	1 国土地理院（電子国土WEB）、Google Earthを活用して市街地等から候補地への進入ルートを確認
	⑨ 交通量		・候補地に至る幹線道路の交通量が多い場合、安全性等の確保に配慮が必要であるため設定	◎：500台/日未満 ○：500～5,000台/日 △：5,000台/日以上	・幹線道路の交通量が多い場合、収集運搬の時間調整等が必要	1 交通量は令和3年度一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）を活用
	⑩ 混雑度		・ごみの搬入・搬出において、交通安全等への配慮は不可欠であるため設定 混雑度→1を超えると配慮が必要	◎：1未満 ○：1以上～1.5未満 △：1.5以上	・混雑度1を超えると、渋滞が起こるため配慮が必要 ・候補地付近の幹線道路における混雑度とし、複数の場合は平均化	1 Google Earthを活用して道路状況を確認 2 混雑度は令和3年度一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）を活用 3 通学有無は、行政担当者に聞き取りして確認
	⑪ 歩道有無		歩道有⇒歩行者への影響が小さい 通学有⇒搬入時間等に配慮が必要	○：歩道がある △：歩道がない	・施設来場者や通行人の利便性、安全性の確保が必要 ・施設進入路（既存道路）と主要な道路との接続地点付近を対象	
	⑫ 通学有無			○：通学路となっていない △：通学路となっている	・通学有の場合、搬入時間の調整が必要 ・施設進入路（既存道路）と主要な道路との接続地点付近を対象	
	⑬ 周辺土地利用	⑦ 周囲の住宅（建物）	・300m以内に住宅（建物）が点在している可能性を考慮して設定	◎：300m以内に住宅（建物）なし ○：100m以上～300m以内に住宅（建物）あり △：100m未満に住宅（建物）あり	・300m以内に住宅（建物）が位置している場合はこれを調査	1 Google Earthの航空写真を活用して計数、計測
	⑭ 周囲の公共施設等（学校・病院） (至近公共施設までの距離)		・学校や病院は、十分な離隔距離を確保することが求められるため設定	◎：周辺（1kmまでの範囲）になし ○：500m以上 △：300m以上～500m未満	・また、学校や病院は、300m以内にないことを候補地抽出条件としているが、十分な離隔距離を確保することが求められるため、至近施設について調査	※ 「萩市屋外広告物等に関する条例」において、家屋連坦んを10戸以上としており、これを参考とし、候補地抽出において住宅群は、「住居等がおおむね10戸以上連坦んしている」集落
	⑮ 周囲の耕作地		・周囲の耕作地は、カラスの飛来等による耕作物被害が懸念されるため設定	◎：1,000m ² 未満 ○：1,000m ² 以上～30,000m ² 未満 △：30,000m ² 以上	・周辺1km範囲内の耕作地（果樹園、水稻など）	1 Google Earthの航空写真を活用して計数、計測
	⑯ 下流側河川	⑦ 河川水量	・汚水処理水を河川放流する場合は、河川自体の水量が多いことが有効であるため設定	◎：500m ³ /日以上 ○：500m ³ /日未満～50m ³ /日以上 △：50m ³ /日未満	・河川水量は、既往調査結果を基に、流域面積当たりの流量（比流量）により算定 排水量5m ³ /日とした場合の100倍の水量を目安	1 国土交通省「大河内川ダムのダム事業の点検と治水・利水対策に係る検討結果報告書」に示される河川流量を活用して算定
	⑰ 農業用利水の有無		・下流側河川において、農業用利水（慣行水利権）がある場合、影響が懸念されるため設定	◎：利水なし ○：灌漑面積50,000m ² 未満 △：灌漑面積50,000m ² 以上	・利水があり、影響大の場合は、迂回用の専用排水管敷設等の対応が必要	1 国土地理院（電子国土WEB）、Google Earthを活用して利水（堰）の有無、灌漑面積を調査
	⑱ 内水面共同漁業権の有無		・下流側河川において、水域利用として内水面共同漁業権がある場合、影響が懸念されるため設定	○：設定されていない △：設定されている	・漁業権がある場合は、配慮が必要	1 許可権者（山口県）に指定状況を確認
	⑲ 海域	⑦ 漁業権の有無	・候補地の下流側河川の流入先海域に漁業権がある場合、影響が懸念されるため設定	○：設定されていない △：設定されている	・共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権がある場合は、配慮が必要	1 許可権者（山口県）に指定状況を確認
	⑳ 水利用 (飲料水)	⑦ 井戸水利用	・候補地周辺において、井戸水を飲用している場合は、影響が懸念されるため設定	○：500m以内になし △：500m以内にあり	・周辺井戸の飲用利用がある場合は、配慮が必要	1 井戸の有無、飲用の有無については、行政担当者に聞き取りして確認
	㉑ 文化財	⑦ 既知の指定文化財	・候補地周辺において、既知の指定文化財が位置している場合、影響が懸念されるため設定	○：500m以内になし △：500m以内にあり	・周辺に指定文化財が位置している場合、振動等による影響に配慮が必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して離隔距離を計数
	㉒ 世界遺産(コアゾーン・パッファゾーン)		・世界遺産のコアゾーン（推薦資産）とパッファゾーン（緩衝地帯）からの景観（視野）に候補地が含まれないことが望まれ、建築物の高さや色調等に関し、協議することが必要	○：視認されない △：視認される	・世界遺産のコアゾーン（推薦資産）とパッファゾーン（緩衝地帯）からの景観（視野）に候補地が含まれないことが望まれ、建築物の高さや色調等に関し、協議することが必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して視認の可否を検討
	㉓ 景観	⑦ 日常的な景観	・日常生活を送るうえでの景観について、影響が懸念されるため設定	○：変化なし △：変化あり	・市民がよく通行する道路や公園等、日常生活を営むエリアからの景観の変化について配慮が必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して景観の変化（視認の有無）を検討する

◆図表 2-1-2(2) 候補地の個別評価方法（案）

基本評価項目	評価区分	評価項目 (調査項目)	設定理由	評価基準	評価基準の考え方	調査方法
③ 環境保全性 (自然的条件)	④ 希少種の生息環境	⑦ 鳥獣保護区（指定状況）	・ 哺乳類や鳥類等の野生生物の生息地の維持が求められるため設定	○：指定区域に隣接していない △：指定区域に隣接している	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥類又は哺ほ乳類に属する野生動物の生息地の範囲を維持することが必要	1 鳥獣保護区の指定状況を確認
		⑦ 希少種の保護	・ 希少種等の生息・生育地は保護することが求められることから設定	○：規制地区に該当していない。 △：規制地区に該当している。	・ 開発に当たっては、山口県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく希少動植物の保護、自然生態系の保全に配慮が必要（現在、保護管理地区的指定はないが指定された場合は、開発行為の規制あり）	1 山口県希少野生動植物の保護に関する条例 生息地等の保護に関する規制（生息地等保護区、管理区域、立入制限地区、監視地区）について調査
		⑦ 生息環境有無（ため池など）	・ 生物多様性を保全するためには、ため池等を維持することが求められるため設定	○：候補地内、下流側にため池はない △：候補地内、下流側にため池がある	・ ため池や湿地が存在する場合は、配慮が必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用してため池や湿地等の存在を確認
④ 防災性	⑤ 法規制	⑦ 土砂災害防止法指定地	・ 災害に関連する指定地域は、防災対策の充実が求められることから設定 ・ 指定地内での開発については、許認可手続きが必要	○：指定されていない △：土砂災害特別警戒区域に該当している	・ 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命、身体に（著しい）危害が生じるおそれのある土地の区域 特別警戒区域の開発行為には県知事の許可が必要	1 土砂災害防止法 関係図書・図面等により確認
		⑦ 砂防指定地	・ 指定地の場合、災害時においては、住民の避難場所としての適性に劣る	○：指定されていない △：砂防指定地に該当している	・ 河川の縦横浸食、山腹崩壊、風水害、震災等により土砂の生産・堆積が顕著な区域 開発行為には県知事の許可が必要	1 砂防法 関係図書・図面等により確認
		⑦ 地すべり防止区域	・ 指定地であっても、対策等を講じることにより、開発行為の許可を得た場合は、施設整備が可能	○：指定されていない △：地すべり防止区域に該当している	・ 地すべり区域と地すべりを助長・誘発している隣接区域を含み、公共の利害に密接に関連する区域 開発行為には県知事の許可が必要	1 地すべり等防止法 関係図書・図面等により確認
		⑦ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 指定地であっても、対策等を講じることにより、開発行為の許可を得た場合は、施設整備が可能	○：指定されていない △：急傾斜地崩壊危険区域に該当している	・ 崩壊するおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に被害のおそれがある 開発行為には県知事の許可が必要	1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 関係図書・図面等により確認
		⑦ 洪水浸水想定区域	・ 洪水や津波については、施設での浸水対策が不可欠	○：想定区域外 ○：浸水深0.5m未満 △：浸水深0.5m以上	・ 洪水時の避難場所の確保、被害の軽減を図るために、浸水等が想定される区域と想定浸水深に基づく対策が重要 ・ 浸水区域の場合は、電源室への配慮等が必要 ・ 施設は、防災拠点の機能を有し、また、社会インフラであることを踏まえ、浸水深は敷地のかさ上げが可能な高さを想定し設定	1 水防法 関係図書・図面等により確認
		⑦ 津波災害警戒区域	・ 指定地の場合、防災対策の充実が求められるが、災害時の住民の避難場所としての適性に劣る	○：指定地外 △：指定地内		
⑤ 事業実行性	⑥ 地盤状況	⑦ 地すべり地形	・ 地震発生時の影響の大小に關係するものであることから設定 ・ 地すべり地形であっても、対策を講じることにより施設整備は可能	○：地すべり地形でない △：地すべり地形である	・ 過去の地すべりの地形的痕跡がある場合、施設配置に配慮が必要	1 地震ハザードステーション（国立研究開発法人 防災科学技術研究所）により確認
		⑦ 地盤增幅率	・ 地盤が緩いと震源から離れた場所においても大きな揺れになる	○：1未満 ○：1以上～2未満 △：2以上	・ 1を超えると地震波が増幅	
		⑦ 既知断層からの距離（m）	・ 地震発生時の影響の大小に關係するものであることから設定	○：想定破碎帯から5km以上 ○：想定破碎帯から1km以上～5km未満 △：想定破碎帯から1km未満	・ 断層の破碎帯幅は100m程度であり、安全側を考慮し設定	1 山口県地域防災計画により確認
		⑦ 背後地面積	・ 背後地面積が広いと、豪雨災害の可能性が高くなる	○：背後地は50,000m ² 未満 ○：背後地は50,000m ² 以上～100,000m ² 未満 △：背後地は100,000m ² 以上	・ 敷地面積の10倍以上を目安とし、想定候補地が背後地雨水の排水系統上にある場合は、迂回水路の設置等が必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して背後地面積を計数
		⑦ 都市地域（都市計画法）	・ 廃棄物処理施設は、工業系の用途への配置が有効であることから設定	○：工業系用地 △：工業系用地以外	・ 工業系以外の区域で、住宅等が位置している場合、騒音や悪臭対策を充実化することが必要	1 都市計画法 都市計画図により確認
⑤ 事業実行性	⑦ 森林地域（森林法）	⑦ 森林保全、災害防止への配慮が必要であることから設定		○：指定なし △：地域森林計画対象民有林に該当	・ 開発行為において許認可（届出）が必要 ・ 残置森林や造成森林の確保など、森林保全が必要	1 森林法 指定図により確認
		⑦ 農業地域（農業振興地域の整備に関する法律）	・ 農地の保全、農業者への配慮が必要であることから設定	○：指定なし △：農用地区域に該当	・ 農地を開発する場合は、農業振興地域除外申請、農地転用の手続きが必要 ・ 耕作地の場合、代替地を求められることも想定	1 農業振興地域の整備に関する法律 指定図により確認
		⑦ 運搬効率	・ 候補地の選定では、ごみ排出エリアからの距離が收集運搬費の変動要因となることから設定	○：現状の距離より0.5倍程度短くなる ○：現状の距離の0.5～1.5倍程度 △：現状の距離より1.5倍程度長くなる	・ 収集運搬費が大きくなる場合、中継方式の採用検討が必要	1 現状収集状況を踏まえ、候補地別の収集距離を算出
⑥ 経済性	⑧ 施設整備費	⑦ 収集運搬（距離）		○：新たに500m未満の道路整備が必要 ○：新たに500m以上～1km未満の道路整備が必要 △：新たに1km以上の道路整備が必要	・ 既往道路において安全性等が期待できない場合や地域の生活道路となっている場合は、新たな道路の敷設が必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して幹線道路から候補地までの新設道路距離を計数
		⑦ 搬入道路距離	・ 搬入道路等のインフラの整備費は、施設整備費への影響を考慮する必要があり、また事業スケジュールにも影響することから設定	○：給水エリアである △：給水エリア外である	・ 施設の運営・管理には水道が不可欠 ・ 確実な給水のためには上水道の敷設が必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して給水可能エリアから候補地までの道路距離を計数
		⑦ 水道敷設費		○：高压線（電柱）の敷設は不要 △：高压線（電柱）の敷設が必要	・ 施設運転に必要な電力は、高压線によることが必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して既設の高压電力線からの道路距離を計数
		⑦ 電気敷設費		○：公共下水道区域である △：区域外である	・ 施設からの排水は、直下の流域の水質保全のため、公共下水道で処理することが必要	1 国土地理院（電子国土WEB）を活用して下水道区域から候補地までの道路距離を計数
		⑦ 下水道敷設費				

3-2 二次調査

(1) 調査方法

一次調査結果により著しく評価の低い候補地を除外して残った二次調査候補地は、経済性、事業実行性について、詳細調査・検討を行うものとする。

① 経済性

経済性については整備費等を概算して定量化する。

ア) 不燃・粗大ごみ等処理施設整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて敷地造成計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。なお、プラント工事費は、地盤条件の違いによる基礎工事分を調査対象とし、地上部の建築工事、機械設備工事等は同一とする。

イ) 最終処分場整備費

二次調査候補地について、既存地形図を用いて処分場計画図、施設配置計画図を作成する。施設整備費は、施設配置図より土工数量を概算計数したうえで算定する。加えて、浸出水処理施設規模の検討、整備費の検討を行う。なお、プラント工事費は、地盤条件の違いによる基礎工事分を調査対象とし、地上部の建築工事、機械設備工事等は同一とする。

ウ) インフラ等整備費

候補地別のインフラ整備費について、搬入道路の整備距離等、必要な費用を算定する。その他、用地費、補償費等、必要な費用を算定する。

エ) 収集運搬費

候補地別の運搬距離は、主なごみ排出場所から処理施設までの距離により労務費や燃料費の増減について算定する。算定は、現状費用を基にモデル算定式を作成したうえで算定する。

オ) 共通事項

算出した施設整備費は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金制度」に基づく交付金、地方債、一般財源の検討を行い、行政における負担額（一般財源+交付税算入額を除く地方債償還額）を算定する。

行政による負担額の算定結果に収集運搬費を加え、長期的負担額を算定する。

② 事業実行性

事業実行性として、想定事業区域における土地調書を作成する。

想定事業区域の公図及び登記事項証明書を入手し、整理結果に基づき、地権者数を整理することで定量化する。

また、抵当権等の設定状況は、有無を確認する。

(2) 調査結果の評価

二次調査における調査結果は、定量化が可能な項目は数値に基づいて評価を行い、有無で示される項目については、その有無をもって評価するものとする。

3-3 有効な候補地の選定

一次調査の評価結果、二次調査の評価結果を勘案し、本組合が整備する施設の用地とすることが有効な候補地を複数選定する。

以 上